拉致問題に対する理解を深めるために (改訂版)



令和4年4月 鳥取県教育委員会

目 次

1	拉到) 問題	[[:	つい	て・	•			•		•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	1
	【孝	枚材】	拉	改被	害者	ご	家族	への	イン	ンタ	ビニ	ı —	-記	禄•			•	•	•			-	. 2	2
2	国十	や本県	[↓] の [‡]	事業	等に	つし	ハて										•			•	•		• 2	4
3	学習	習指導	事	列に	つい	て																		
(1) ‡	旨導上	:の¦	蛪意	点•	•			•						•		•	•	•		-	-	. į	5
(2	2) /	小学校	ξ (ī	高学	年)	のŧ	旨導:	事例	J															
	()アニ	メ	۲ه	ぐみ	.] ?	を取	り上	げ	た指	導係	列((総1	合的	な	学習	ョの	時	間)	•	•		(3
		【教材] -	子ど	もの	権和	引条	約力	ı —	ド・							•					-	• -	7
)アニ	メ	ΓØ	ぐみ	·] ?	を取	り上	げ	た指	導係	列(道	徳)					•			•	Ç	9
(3	3) 🗆	中学校	こ の	指導	事例																			
		コイン	ク	ビュ	一記	録る	を取	り上	げ	た指	導係	列((総1	合的	な	学習	ョの	時	間)	•		•	1	O
		【教材]	世界	人権	宣言	言力 [。]	— F	. •								•				•		1	1
)アニ	メ	ΓØ	ぐみ	·] ?	を取	り上	げ	た指	導係	列(道	徳)					•				1	3
(4	.)清	高等学	校(の指	導事	例																		
		O新聞	の	社説	を取	り」	ヒげ	た指	導係	列(ホ-	- <i>L</i>	ハレ-	-ム	活	動)			•		•	1	4	
(5	ر ال	見童生	徒(の発	達段	階で	を踏	まえ	た	計画	的	な指	導				•				•		1	5
4	学習	習を進	め.	るに	あた	つて	· ·		•								•				•		1	6
		【資料	: [{	北朝	鮮人	.権侵	曼害	問題	啓	発週	間	乍文	;=:	ンク	<u> </u>	ル党	を賞	作	品				1	7
く参	考資	資料>																					1	9

本資料は、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題に対する理解を深めることを通して、 人権教育のより一層の推進を図ることを目的に作成したものです。

1 拉致問題について

1970年代から80年代にかけて、日本人が不自然な形で姿を消す事件が続けて発生し、北朝鮮当局により拉致されたのではないかと疑われています。

鳥取県には、1977(昭和52)年に行方不明になり、 2006(平成18)年、日本政府により拉致被害者と認 定された松本京子さん(米子市出身)の他にも、矢倉 富康さん(米子市出身)、古都瑞子さん(日南町出身)、 上田英司さん(伯耆町出身)、木町勇人さん(大山町 出身)が拉致されたと疑われています。

北朝鮮当局は、2002(平成14)年9月の日朝首脳会談において初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。これを受け、同年10月、5名の拉致被害者の帰国が実現しました。

国際連合は、2003(平成15)年以来毎年、北朝鮮に対して拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

我が国では、2006 (平成 18) 年 6 月、「拉致問題 その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に 関する法律」(北朝鮮人権法)が制定され、拉致問 題に関する国民世論の啓発を図ることが国及び地

年	主な出来事
1969	上田英司さん行方不明に
1975	木町勇人さん行方不明に
1977	松本京子さん行方不明に
	古都瑞子さん行方不明に
1988	矢倉富康さん行方不明に
2002	日朝首脳会談
	(北朝鮮が拉致を認める)
2006	「北朝鮮人権法」制定
	松本京子さんの拉致被害認定
2011	人権教育・啓発基本計画一部変更
	(拉致問題を追加)



▲「必ず取り戻す!北朝鮮による日本人拉致問題」 (政府広報オンライン)

方公共団体の責務であると定められました。さらに、2008(平成20)年3月に公表された「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」において、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」が人権課題として例示されました。2011(平成23)年4月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、学校教育において拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進することが明記されました。

鳥取県では、一日も早い拉致問題の解決をめざして、「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」を毎年開催し、県民の意識啓発に努めたり、拉致問題人権学習会(人権学習講師派遣事業)やアニメ「めぐみ」を活用したりするなど、拉致問題に対する理解を深めるよう取り組んでいます。

拉致被害者ご家族へのインタビュー記録

1970~80年代、多くの日本人が北朝鮮当局により拉致されたと疑われていますが、日本政府が拉致被害者と認定しているのは17人です。そのうちの1人、米子市出身の松本京子さんは1977(昭和52)年に行方不明になり、2006(平成18)年、日本政府により拉致被害者と認定されました。

この資料は、松本京子さんの兄、松本孟さんにお話を伺ったものです。



-- 妹の京子さんはどんな方だったのでしょうか。

どこにでもいる女の子という感じの子でした。中学校を卒業してすぐに近くの縫製工場に就職しました。当時は東京オリンピックの前、高度経済成長の真っ只中で、中学生は「金の卵」と呼ばれ、卒業してすぐに就職する人がたくさんいた時代でした。妹の職場には同世代の女の人がたくさんおられ、一緒に映画に行ったり、小旅行に行ったり、楽しく勤めさせてもらっていたようです。

―― 妹さんが行方不明になった時の様子を教えてください。

1977 (昭和 52) 年 10 月、29 歳の時でした。妹は午後 8 時頃、母に「編み物教室に行く」と言って出かけたまま帰って来ませんでした。母が編み物教室に電話したところ、「教室には来ていない」ということでしたので警察に連絡しましたが、いつまで待っても帰って来ませんでした。

―― 警察の捜査でどんなことがわかりましたか。

当日、妹と一緒にいた2人の男性が目撃されています。 翌日には、妹のサンダルが片方だけ近所の家の裏側で発見 されています。その現場に、2、3日前から不審な高級車 が止まっていたという目撃証言もあります。

ご家族の皆様はとても心配されたことと思いますが、どんな様子だったのでしょうか。



松本京子さんが拉致されたとされる現場 (昼間に撮影)

当時は父が亡くなったばかりでしたし、私は別のところに住んでおりましたので、母と妹の2人暮らしでした。母は、私のいとこと一緒に、境港から米子の海岸付近を、来る日も来る日も捜したそうです。

―― どうして拉致の被害に遭われたのだということがわかったのですか。

行方不明になって 19 年ほどたった頃、「拉致されたのではないか」と言ってくる人がありました。 あるテレビ局からは、「北朝鮮を脱出した人が韓国で貿易商をしており、『京子さんを見た』と言って いるが、一緒に行ってみますか」と誘われ、韓国までその人に会いに行きました。そうして、妹の写 真を見てもらったところ「4回会ったことがある」と言われ、その時の話を色々としてくれました。

―― 拉致されたとわかったとき、お母様はどんな様子でしたか。

妹が帰って来なくなってから、母は妹の話をしなくなり、家族もその話題に触れてはいけないような雰囲気になっていました。だから、母の気持ちは正直なところよくわかりません。ただ、他の拉致被害者のお母様のお話によると、「自分が何か気に入らないことを言ったから帰って来なくなったんじゃないか」などと思いつめることが多くあるようです。妹の場合、人のうわさでは生きているらしいが、何の裏づけもないという状況ですので、精神的にとてもつらかったのではないかと思います。

―― その後、事態は良い方向に進んだのでしょうか。

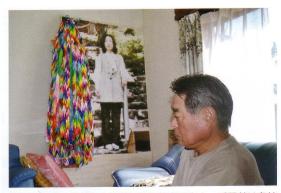
2002(平成 14)年に北朝鮮当局が拉致を認め、拉致被害者やその家族の帰国が3度にわたって実現しましたが、妹については2006(平成 18)年、日本政府によって拉致被害者に認定された後も何も進展していません。色々なうわさが耳に入ってはきますが、北朝鮮当局が妹の入国を認めていないため、何が本当なのかわからない。助けられるものかどうかもわからない。それがつらいところです。

―― 孟さんのお母様は、残念ながら 2012 (平成 24) 年 11 月に亡くなられたとのことですが、何か言っておられましたか。

母は数年前から体調を崩して、入退院を繰り返していたのですが、看護師さんによく「京子に会いたい」と言っていたようです。母が亡くなった後、タンスを開けてみましたら、妹が編んだカーディガンと一緒に、妹が政府から拉致被害者に認定された時の新聞の切り抜きが出てきました。親なんだなあ……そんなに興味がないような顔をしていましたけれども、人前では……でも新聞の切り抜きをちゃんと残している。ずっととってしまっている。何とも言えませんでした。

―― 妹さんが無事帰ってこられたらどんなことをしてあげたいですか。

好きだった歌手のコンサートにつれていってやりたいです。弓ヶ浜半島の思い出の地を案内して回ってやるというのもしてみたいです。高度経済成長があって、妹が暮らしていた頃と全然違う景色になっているし、社会の豊かさも全然違う…さぞかしびっくりするだろうと思います。



松本京子さんのパネルを前に語る松本孟さん。干羽鶴は各地 の公民館のほか、個人から贈られたものです。

一 拉致問題で妹さんが奪われたものは何だと思いますか。

「自由」です。自分の意志で生活を決められる……食べたい時に食べられ、眠りたい時に安心して眠れる、そんな当たり前のことができる自由。妹の場合、中学校を卒業して 14 年間働いて、29 歳になって「人生これから」という時にいなくなってしまった。どこにでもいる女の子という感じで暮らしていた時にはほとんど意識しなかったけれども、いなくなってしまってこれは大変だと思い知らされた。だから、そこで奪われたものが何かと尋ねられたら、それは自由、自分の人生を自分で決められる自由、何を置いてもこれだと思います。仮に妹が帰って来られたとしても、こればかりは帰って来ない。そう強く思います。

一 拉致問題の解決に向けて、若い人たちにどんなことを期待しますか。

拉致問題で1人の命を救うというのはとても難しい。活動に取り組んでみて強く思います。だからこそ、社会人一歩手前の学生さんには、将来何になるかじっくり考えることを何よりも大切にしてほしいと思います。ある高校で交流学習をさせていただいた時に、「将来、選挙で投票するようになった時に、きちんと選べる大人になっておきたい」と言われた方があり、しっかりしておられるなと感心したことがありました。学生の皆さんには、選んだ道が就職であっても進学であっても、達成できる小さな目標を持って一つずつ乗り越えていくこと、しっかり基礎を築きながら、同時に色々な角度から物事を見つめられるように成長していくことを大切にしてほしいと思います。そうやって成長していった先で、なおかつこの問題に関心を持ち続けてもらっていたとしたら、それはとてもありがたいこと、私たちにとって大きな力になることだと思います。

2 国や本県の事業等について

〈国の取組〉

(1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール

2017 (平成 29) 年から、中学生及び高校生を対象として、拉致問題関連の映像作品や舞台劇の視聴、拉致問題関連の書籍の読書等を通じて拉致問題を知ってもらい、さらに自分自身で拉致問題について学習し、理解を深めてもらうことを目的として、政府拉致問題対策本部が北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール(https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/sakubun.html)を実施しています。

(2) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

毎年12月10日から16日までは、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。これは、2006(平成18)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国民の間に広く関心と認識を深めることを目的として設けられました。啓発週間の目的を踏まえ、国及び地方公共団体は、様々な事業を実施しています。

〈本県の取組〉

(1) 拉致問題の早期解決を願う国民のつどい

政府拉致問題対策本部と鳥取県等が主催し、県民の皆さんが拉致問題への関心を高め、日本政府や国際世論を後押しして拉致問題の早期全面解決が実現することを願って、毎年開催しています。拉致被害者のご家族の訴えや専門家による講演、映画上映などを行い、拉致問題解決へ向けた思いや願いを発信しています。



令和3年度「国民のつどい」

(2) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

鳥取県では、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の期間に合わせ、アニメ「めぐみ」の上映会や、拉致問題啓発パネル展の開催、「ブルーリボン」ライトアップなど、県内各所で啓発を行っています。

(3) 拉致問題人権学習会(人権学習講師派遣事業)

拉致問題をテーマとして、拉致被害者ご家族を招いた 人権学習会を実施しています。早期全面解決に向けた 理解の促進と人権意識の向上を図っています。



「ブルーリボン」ライトアップ

3 学習指導事例について

(1) 指導上の留意点

以下の点に留意しながら指導に当たることが大切です。

児童生徒の理解を深めるよう工夫する

- ・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律*1」(平成 18 年施行)及び「人権教育・啓発に関する基本計画*2」(平成 23 年一部改正)で示された考え方(拉致問題は北朝鮮当局による人権侵害であること)に対する理解を深めるとともに、被害者やその家族の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性を育むようにするなどの工夫をする。
 - * 1 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC1000000096
 - * 2 https://www.moj.go.jp/content/000072340.pdf

各教科等の特質、児童生徒の発達段階等を踏まえた指導を行う

・各教科等の目標を達成することを第一義とし、児童生徒にどのような資質・能力を育てたいかを明確に位置づけながら指導を行う。併せて、教育の中立性を確保するとともに、児童生徒の発達段階や生活実態を踏まえつつ、児童生徒やその保護者等の中にこの問題の当事者となっている人がいることも想定しながら指導を行う。

新たな差別や偏見を生み出すことのないよう配慮する

- ・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約*3」(平成7年批准)が「人種差別につながる偏見と戦い、諸国民の間及び人種又は種族の集団の間の理解、寛容及び友好を促進」するとしていることを踏まえ、外国人等への差別を助長することのないよう配慮する。教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すようなことはあってはならない。
 - * 3 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html

Oアニメ「めぐみ」について

1977 (昭和 52) 年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の模様を描いた 25 分のドキュメンタリー・アニメです。より授業で取り上げやすいように、短縮版(約 15 分) もあります。以下のホームページから無料でダウンロードできます。

https://www.rachi.go.jp/jp/megumi/gaiyou.html



(2) 小学校(高学年)の指導事例

○アニメ「めぐみ」を取り上げた指導例 (小学校高学年 総合的な学習の時間)

- 1 単元名 21世紀を人権の世紀にしよう!
- 2 単元の目標

子どもの権利をめぐる問題について探究する活動を通して、子どもの権利の現状や問題点を理解するとともに、問題の解決策を自分の生き方と結び付けて考え、人権劇として発信する。

- 3 単元の評価規準(省略)
- 4 指導と評価の計画(省略)
- 5 育てたい資質・能力
 - ・人権に関する国内法や条約等に関する知識(知識)
 - ・自己の周囲、具体的な場面において、人権侵害を受けている人を支援しようとする意欲・態度 (態度)
- 6 本時の指導(2時間扱い)※単元の導入として

6	本時の指導(2時間扱い)※ (本時目標)子どもの権利の	<甲元の導入として)視点から、社会的問題について筋道を立てて考;	えることができる。
	学習活動	指導上の留意事項 <準備物>	評価(○)及び評価方
			法、資質・能力(※)
1	本時の学習課題をとらえ		
	る。 子ど	`もの権利条約を基にして社会を見つめてみよう	
2	自分の身の回りで権利が 保障されていない現実が ありはしないか考える。 (個人思考) → (ペア活動) → (全体活動)	・子どもの権利条約(チェック1欄)をチェックリストとしながら考える。〈「子どもの権利条約カード」〉	※人権に関する国内法や条約等に関する国内法や条約等に関する知識) 〇子どもの権利の視点から、社会的(身近な)問題にて考えているがあるである。制作物による評価・チェックリスト観察に動での発言・全体活動での発言
3	アニメ「めぐみ」を視聴す る。	<dvd:アニメ「めぐみ」></dvd:アニメ「めぐみ」>	
	拉致問題で奪われた権利にはどんなものがあるか考える。 (個人思考) → * 奪われた権利について整理・分類し、分類したものにタイトルをつける。 (班活動) → ・ 班でまとめた意見を発表し、話し合う。(全体活動)	 ・子どもの権利条約(チェック2欄)をチェックリストとしながら考える。 ・各場面を振り返りながら考えられるよう場面絵を掲示する。 〈場面絵、「子どもの権利条約カード」> ・班で整理・分類させるため、切り離した「子どもの権利条約カード」を班に配る。 ・拉致問題が北朝鮮当局による人権侵害であることを理解させるとともに、新たな差別や偏見を生み出すことのないよう配慮する。 ・「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等の視点を紹介する。 	○子どもの権利の視点 から、社会的(拉致) 問題について筋道を 立てて考えているか。 制作物による評価 ・チェックリスト 観察による評価 ・班活動での発言 ・全体活動での発言
,	交流を振り返り、国際的な 人権問題について関心をもったことをもとに、探究していくための課題を設定する。	・「今日の気づき」「自分との関わり」の視点から記入させる。 く振り返りカード> ・子どもの権利をめぐる世界各国の問題状況について感じた問いを踏まえ、見通しをもって課題を設定できるようにする。	※自己の周囲、具体的な場面において、人権侵害を受けている人を支援しようとする意欲・態度(態度)

【本時以降の展開例】

- 子どもの権利をめぐる世界各国の問題状況を理解し、国際的な人権保障の取組について探究する。 [国際紛争と子ども、世界各国の就学率・識字率、ユネスコ・ユニセフ、各種NGOの活動 等]
- 自分の生き方と結び付けながら、人権劇として発表する。

子どもの権利条約カード

子どもの権利条約カード	
第1条 子どもは18才未満 この条約では18才になっていない人 <u>チェック1</u> を子どもとします。 <u>チェック2</u>	第2条 差別されない 子どもは、人種、性別、文化、意見、
第3条 その子どもにとって最もよいことを子どものために何かを行うときは、そ テェック1 の子どもにとって最もよいことは何かを考えた上で行います。 チェック2	第4条 国がすべきこと国は、この条約で認められた権利を実現するために、できることは全てします。チェック2
第5条 父母(保護者)はふさわしい指導を 父母(保護者)は、その子どもの成長 のためにふさわしい指導をする責任と 権利があります。 <u>チェック2</u>	第6条 一人一人の子どもの生命を大切に 子どもの生命は大切にされます。子ど もの生命が大切にされ、子どもが成長 できるよう、国はできるだけのことを します。
第7条 名前と国籍を持てる 生まれた子どもは、名前と国籍(こく サェック1 せき)を持てます。また、できるだけ 父母を知り、父母によって育てられま チェック2 す。	第8条 国籍や名前等は大切にされる 子どもの国籍 (こくせき) や名前等は大切にされます。これらが大切にされていない時は、国はなるべく早くよい状態にします。
第9条 父母から引き離されない 子どもは父母から引き離されません。 一緒(いっしょ)に暮らさない方がそ の子どもにとって最もよいと考えられ る場合を除きます。 デェック2	第10条 別の国にいる父母と会える 子どもが父母と別の国に住んでいる時、国は一緒(いっしょ)に暮らせるよう、または定期的に会えるよう努力します。
第11条 自分の国で暮らせる 子どもは自分の国で暮らせます。国 は、子どもが外国に連れ去られたり、 外国から帰れなくなったりしないよう にします。	第12条 自分の意見を表明できる 子どもは自分の意見を表明できます。 子どもの意見は、子どもの成長ぶりに あわせて大切にされます。 チェック2
第13条 自由に表現できる子どもは色々な方法で情報を手に入れたり、表現したりできます。ただし、他の人に迷惑をかけてはいけません。チェック2	第14条 思想・良心・宗教を決められる子どもは思想・良心・宗教を自分で決められます。父母(保護者)の考えは、子どもの成長ぶりにあわせて大切にされます。
第15条集会を開ける 子どもは自分たちの会を作ったり、そ の会に集まったりできます。ただし、 他の人に迷惑をかけてはいけません。 チェック2	第16条 プライバシーを守れる 子どもは私生活をあばかれたり、名誉 (めいよ)を傷つけられたりしませ ん。国はそのような行いから子どもを 守ります。
第17条よい情報を手に入れられる 子どもが心や体を成長させるためによい情報を手に入れられるよう、国はテレビ番組を作る人や本を作る人たちに働きかけます。 第17条よい情報を手に入れられる 「チェック1 「チェック2	第18条子どもの成長は父母(保護者)の責任 父母(保護者)は子どもの成長に責任 をもちます。国は、父母(保護者)が 責任をはたせるよう応援します。
第19条 ひどい行いから守られる 子どもの心や体に暴力をふるう、子育 てをやめてしまう、その他の色々なひ どい行いを受けないよう、国は子ども を守ります。 デェック2	第20条 家族を奪われた子どもは守られる 何かの理由で、家族を奪(うば)われ た子どもや、家族と一緒(いっしょ) に暮らせなくなった子どもが成長でき るよう、国は子どもを守ります。 チェック2

子どもの権利条約カード

子どもの権利条約カード	なっった##日のフドナは立これで
第21条 養子縁組をよい形にできる 養子縁組(ようしえんぐみ)をする時 は、それが子どもにとって最もよいこ ととなるよう、国は丁寧(ていねい) に手続きを進めます。	第22条 難民の子どもは守られる 難民の子どもが成長できるよう、ま た、はなればなれになった父母(保護 者)と会えるよう、国はできるだけの ことをします。
第23条 障がいのある子どもの成長は保障される 障がいのある子どもができるだけ自立 し、社会に参加しやすくなるよう、国 はできるだけのことをします。 チェック2	第24条 健康を保てる 子どもは健康を保てます。子どもが病 <u>チェック1</u> 気の治療 (ちりょう) や予防を受けら れるよう、国はできるだけのことをし <u>チェック2</u> ます。
第25条 よい治療を受けられる 心や体の治療(ちりょう)を必要とする子 どもは、よい治療(ちりょう)を受けられるよう、国に定期的に病院等の状況(じょうきょう)をチェックしてもらえます。 ### ### ### ### ####################	第26条 医療保険等を受けられる 子どもは、医療(いりょう)保険等のサービスを受けられます。家計が苦しい等の家庭の事情を考えながら、国はサービスをします。
第27条 生活水準を保障される 子どもは、心や体が成長するために必要な生活水準を保障されます。家計が苦しい家庭に対しては、国はできるだけのことをします。	第28条 教育を受けられる 義務教育はタダ 子どもはタダで義務教育を受けられま チェック1 す。また、上級学校へ進むチャンスを 与えられます。学校のきまりは子ども チェック2 を大切にします。
第29条 よい教育を受けられる 子どもは、心や体の能力を精一杯発達 させ、人権・文化・文明・地球環境を 大切にする、よい教育を受けられま す。	第30条 少数民族・先住民の文化は守られる 少数民族や先住民の子どもは、自分たちの文化を大切にし、宗教を信じ、言葉を使うことができます。 季ェック1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第31条 休みを楽しめる 子どもは休みを与えられ、子どもらしい遊びをすることができます。また、 文化的・芸術的な生活に参加できま す。	第32条 ひどい働き方をさせられない 子どもが安すぎる給料で働かされ、また、危ない仕事や、心や体の成長によくない仕事をさせられないよう、国は子どもを守ります。
第33条 麻薬等から守られる 子どもが麻薬(まやく)を使って心や体を 壊(こわ)したり、麻薬(まやく)の製 造・売買の仕事に就(つ)いたりしないよ う、国は子どもを守ります。	第34条性的にイヤなことをさせられない 子どもがお金もうけのために性的にイ ヤなことをさせられたり、性的な暴力 を受けたりしないよう、国は子どもを 守ります。
第35条 誘拐されない 取引されない 子どもが誘拐 (ゆうかい) されたり、 売られたり買われたりすることがない よう、国は予防に努めます。	第36条 あらゆる悪用から守られる 子どもが、子どもの成長によくないことをさせられながらお金もうけをさせられたりしないよう、国は子どもを守ります。
第37条 自由を奪う時も子どもらしく 子どもを逮捕(たいほ)し、自由を奪 (うば)う時は、子どもの年齢にあっ た取りあつかいをします。拷問(ごう もん)・死刑はいけません。	第38条 戦争から守られる 15才未満の子どもは兵士とされてはい けません。戦争の被害にあった子ども を守るため、国はできることを全てし ます。
第39条 被害から回復できる ひどい取りあつかいを受けたり、戦争 の被害にあったりした子どもの心や体 が回復するよう、国はできることを全 てします。	第40条 将来を大切にした裁判を受けられる 子どもは公正な裁判を受けられます。 また、他の人の人権を尊重できる人間 となって社会に復帰できるよう取りあ つかわれます。

〇アニメ「めぐみ」を取り上げた指導例(小学校高学年 特別の教科 道徳)

- 1 主題名 大切な家族 (C-15家族愛、家庭生活の充実)
- 2 教材名 「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」(短縮版)
- 3 本時のねらい

拉致され家族と引き離された両親の気持ちを考えることを通して、家族が相互に深い信頼関係で 結ばれていることに気づき、これからも家族を大切にしようという態度を育てる。

- 4 育てたい資質・能力
 - ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性(技能)
- 5 学習過程

学習活動 主な発問(○)、 予想される児童の反応(・)

- 1 家族について考える。
- ○家族とは、どんな存在ですか。
- 困ったときに助けてくれる。
- いつも優しくしてくれる。
- 時々けんかする。
- 2 アニメ「めぐみ」を視聴し、話し合う。
 - ○めぐみさんがいなくなってしまったと き、両親はどんな気もちになったと思 いますか。
 - どこに行ったのだろう。
 - なんでめぐみがいなくなってしまった のだろうか。
 - 早く見つかってほしい。
 - ◎通行人に冷たい態度をされても署名活動を続ける両親は、どんな気持ちだったと思いますか。
 - ・絶対にめぐみを助け出すんだ。
 - ・日本のみんなにこんなひどい事件があることを知ってもらいたい。
 - みんなにも協力してもらって、めぐみを助けたい。
- 3 自分をふりかえり、めあてについて考 えを深める。
- ○今日の学習をとおして、「家族」とはどんな存在だと思いましたか。また、家族のために、どんな行動をしていきたいですか。
- ・とても大切な存在。これからも、家族を 大切にしたい。
- ・家族は自分のことをとても大切にしてくれている。だから、心配をかけなように したい。
- 家族のために、自分のできることをして いきたい。
- 4 教師の話を聞く。

指導上の留意点、評価(○)、資質・能力(※)

- ・日常生活の中で、家族とどんな思い出や出来事があったのかを思い出させる。
- ・様々な家族の形があるので、児童の実態を考えて発問 する。
- ・アニメを視聴する前に、あらかじめ拉致問題について 資料等を活用しながら説明しておく。
- ・アニメ「めぐみ」の短縮版(約15分)を視聴させる。 特にめぐみさんの両親の気持ちについて考えながら 見るよう伝える。
- ・内容やわかりにくい言葉等については、補足しながら 視聴させる。
- ・めぐみさんの母親が、「北朝鮮の一般の人たちを憎んだり恨んだりしているわけではない。」という言葉を引用しながら、北朝鮮や日本に住んでいる外国人等への差別につながらないように配慮する。
- ※他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像 力や感受性(技能)
- ・今まで愛情を注いで育ててきためぐみさんを必死になって探す家族に注目し、気持ちを考えられるようにする。
- ・何とかしてめぐみさんを助けたいと行動する両親の気持ちを考えられるようにする。
- ※他者の傷みや感情を共感的に受容できるための想像 力や感受性(技能)
- ・家族の愛情、絆について、これから家族とどう接して いきたいか、自分の家族を思い出しながら考えられる ようにする。
- ○家族の大切さに気づき、家族の一員として生活してい こうとする気持ちをもつことができたか。(発言・ワ ークシート)
- ・家族との関わりにまつわるエピソード等を話し、家族の大切さについて考えられるようにする。

(3) 中学校の指導事例

〇インタビュー記録を取り上げた指導例(中学校 総合的な学習の時間)

- 1 単元名 誰もが幸せに生活できるために ~ 私たちの人権宣言 ~
- 2 単元目標

人権が尊重される社会づくりに向けて取組んでいる地域の方の生き方に学びながら「私たちの人権宣言」をつくる活動を通して、自分の生き方と結び付けながら「真の幸福」について考えを深め、具体的な人権保障の提言として発信、実践できるようにする。

- 3 単元の評価規準(省略)
- 4 指導と評価の計画(省略)
- 5 育てたい資質・能力
 - ・自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識(知識)
 - ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性(技能)
- 6 本時の指導(2時間扱い)※単元の導入として

(本時目標)・幸福と権利の関係について考えることができる。 ・幸福と権利の視点から拉致問題を考え、幸福のとらえを自分なりにまとめることができる。 指導上の留意事項 <準備物> 学習活動 評価(○)及び評価方法、 資質・能力(※) 本時の学習課題をとらえる。 なく事との条件 「本当の幸せ」って何だろう (ab) 2 幸せの条件について考える。 (新) 旅行(時間)(海外)(% ・模造紙の中央に「幸せの条件」と ・ウェビング法を用い、自由に思考 記し、そこから連想する言葉を吹 ○幸福と権利の関係につ を発散させる。 き出しの形で書き出し、線で結ん <模造紙、色マジック> いて考えているか。 制作物による評価 で関連づける。 (班活動) ・切り離した「世界人権宣言カード」 • 模造紙 ・書き出した条件に当てはまる権利 観察による評価 を班に配る。 <世界人権宣言カード、のり> カードを貼る。 (班活動) ・班活動での発言 ・各班の「幸せの条件」を掲示し、 ・全体活動での発言 ・班ごとに発表する。(全体活動) 対比しながら聞かせる。 ※自由、責任、正義、個人 の尊厳、権利、義務など の諸概念についての知 識 (知識) 3 拉致問題で奪われた権利にはどん なものがあるか考える。 ※他者の痛みや感情を共 ・資料を読みながら、「幸せの条件」 「幸せの条件」に貼られなかった 感的に受容できるため が奪われたと思う箇所を付箋にメ 権利カードにも注目させる。 の想像力や感受性(技 モする(該当する吹き出しの言葉 例)自由、家族、趣味、笑顔… 能) または条文番号を添える)。 3条、16条、27条… ○幸福と権利の視点から <インタビュー記録(P2、3)> (個人思考) 拉致問題を考えている ・「幸せの条件」(模造紙) に付箋を ・拉致問題が北朝鮮当局による人権 ○幸福のとらえを自分な 貼りながら話し合う。 侵害であることを理解させると りにまとめているか。 (班活動) ともに、新たな差別や偏見を生み 制作物による評価 出すことのないよう配慮する。 ・付箋への書き込み ・班ごとに発表する。(全体活動) ・「今日の気づき」「自分との関わり」 観察による評価 4 本時のまとめをする。 の視点から記入させる。 ・班活動での発言 ・振り返りカードに記入する。 <振り返りカード> ・全体活動での発言 ・身近なところにある人権尊重の社

【本時以降の展開例】

○人権が尊重される社会づくりに向けて取組んでいる地域の方に取材し、その内容を「幸せの条件」を基にして分析・整理し、発表する。「人権問題の現状、取組の成果と課題、関係者の思い等〕

いくことを予告する。

会づくりの取組について調べて

○ 「真の幸福」について考えを深め、自分の生き方と結び付けながら「私たちの人権宣言」を作成する。

世界人権宣言カード

第1条 人間の本質 人間は自由・平等なものとして生まれる。人間は理性と良心を授けられており、同胞の精神をもって行動するべきである。	チェック 1 チェック 2	第2条 差別はダメ 人種、性、言葉、信念、生まれ、 財産などを理由として差別して はいけない。	チェック 1 チェック 2
第3条 安全にくらせる 生命、自由、身体の安全は守ら れる。	チェック 1 チェック 2	第4条 奴隷はダメ! 絶対 奴隷にすること、奴隷的労働を 強いること及び人身売買は、どん な形でも絶対にしてはいけない。	チェック1 チェック2
第5条 拷問はダメ 拷問や非人道的な取り扱いは してはいけない。	チェック 1 チェック 2	第6条 人として認められる いつでもどこでも、法によって 人として認められる。	チェック1 チェック2
第7条 法は人を平等に扱う この宣言に反するどんな差別 からも守られる。 法は人を平等に扱う。	チェック 1 チェック 2	第8条 裁判所の助けを受けられる 法で認められた権利を犯された 場合は、裁判所による効果的な救 済を受けることができる。	チェック1 チェック2
第9条 取調べは手続きを守って 逮捕、身柄の拘束、国外追放な どは、きちんと手続きをふんだ上 でないと行えない。	チェック 1 チェック 2	第10条 裁判は公正に 裁判は公正・公平に、公開で行 われる。	チェック1 チェック2
逮捕、身柄の拘束、国外追放などは、きちんと手続きをふんだ上	チェック 2	裁判は公正・公平に、公開で行	
逮捕、身柄の拘束、国外追放などは、きちんと手続きをふんだ上でないと行えない。 第11条 容疑者=犯人とは限らない訴えられた人は、有罪が確定するまでは犯人とはみなされない。 罪と罰は法律で定められていな	チェック 2 チェック 1	裁判は公正・公平に、公開で行われる。 第12条 プライバシーは守られる 私生活や通信をあばかれたり、名誉や信用を傷つけられたりす	チェック 2 チェック 1 チェック 2

世界人権宣言カード

世界人権旦言カート			
第 17条 財産をむやみに奪われなし	١	第 18 条 思想・良心・宗教は自由	
個人や共同の財産所有を認めら	チェック1	思想、良心、宗教を自由に決め	チェック1
れる。不当に財産を奪われること		たり、変更したり、表明したりで	
はない。	チェック 2	きる。	チェック 2
第 19 条 表現は自由		第 20 条 集会・結社は自由	
干渉されずに自分の意見を決め	チェック1	平和的な集会に参加し、団体を	チェック1
られる。自分の意見を表明したり、		作ることができる。団体に参加す	
他人の意見を求めたりできる。	チェック2	ることを強制されない。	チェック 2
•	, = , , 2	•	, – , , 2
 第 21 条 政治に参加できる		 第 22 条 人間性を発展させられる	
第 21 宋 政治に参加できる 政治に参加できる。選挙は普		月 22 宋 人間住を発展させられるような 人間性を発展させられるような	
政府に参加できる。選挙は盲 通選挙とし、投票は秘密投票と	チェック1	経済的、社会的、文化的環境でく	チェック1
する。		らせる。国はできるだけのことを	
7 O o	チェック2	する。国体でもあたりのことを	チェック 2
		, - 0	
第23条 自由に豊かに働ける		第 24 条 しっかり休める	
職業を選べる。労働条件を良い	チェック1	(有給で)しっかり休め、余暇	チェック1
ものとすることができる。失業か		を楽しめる。労働時間は合理的に	
ら守られる。	チェック 2	制限される。	チェック 2
第 25 条 健康を保てる		第26条 良い教育を受けられる	
衣・食・住・医療などの面で、	チェック1	人格の発展、人権の尊重、平和	チェック1
健康で幸福な生活を保てる。生活		の実現に向けた良い教育を受けら	
が困難な場合は保護を受けられる。	チェック 2	れる。義務教育はタダとする。	チェック 2
第 27 条 文化を楽しめる		第28条 宣言の実現を求められる	
文化生活に参加し、芸術を楽し	チェック1	この宣言に掲げられた権利と	チェック1
み、科学の恩恵にあずかれる。著		自由が実現できるような社会的・	
作権は保護される。	チェック 2	国際的秩序を求められる。	チェック 2
·			·
第 29 条 他人の権利も大切に		第 30 条 権利を奪う〈権利〉はない	
権利を行使するときは他人の		この宣言に掲げられた権利と	
権利を尊重し、道徳・公の秩序・	チェック1	自由を破壊するような行為は、権	チェック1
権利を募重し、追協・公の秩序・ 福祉の要求の制限に従う。		日田を飯袋するよりな行為は、権 利とは認められない。	
	チェック 2	イン・ログ・フィン・フィン・ス・フィン・フィン・フィン・フィン・フィン・フィン・フィン・フィン・フィン・フィン	チェック 2

〇アニメ「めぐみ」を活用した指導例(中学校 特別の教科 道徳)

- 1 主題名 よりよい社会の実現 (C-11公正、公平、社会正義)
- 2 教材名 「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」(短縮版)
- 3 本時のねらい

拉致被害者の救出へ向けて活動する家族等の姿を知り、人権を侵害された人やその家族の思いに寄り添い、自分にできることを考えることを通して、誰もが安心して生活できる社会をつくっていこうとする態度を育てる。

- 4 育てたい資質・能力
 - ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性(技能)
 - ・正義、自由、平等などの理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度(態度)
- 5 学習過程

学習活動 発問(○)、生徒の反応(・)

- 1 現代社会にある人権課題について考える。
- ○現在、世の中にはどんな人権課題がありますか。
- ・いじめ、部落差別、障がいを理由にした差別、 インターネットによる人権侵害等

指導上の留意点 (・)、評価 (○)、資質・能力 (※)

- ・社会科や総合的な学習の時間等で学んだことを思い出させる。
- ・人権侵害について幅広く問いかけ、自分たちが暮ら す社会全体に目を向けさせることで、本時で扱う道 徳的価値への導入を図る。
- それらの課題を解決するために、普段何ができているかも問いかけたい。

めあて: 誰もが安心して生活できる社会をつくるために、どのようなことが大切なのかを考えよう

- 2 アニメ「めぐみ」を視聴し、話し合う。
 - ※署名活動の場面終了(8分過ぎ)までを視聴する。
 - ○めぐみさんの両親は、どんな思いで街頭で救出を 呼びかけているのだろう。
 - ・一人でも多くの人に協力してほしい。
 - ・一緒に頑張ってくれる仲間がいて、うれしい。
 - ・辛くてたまらないが、救出するために頑張りたい。
 - ○署名活動をするめぐみさんの両親の「呼びかけに 応じていた人」「呼びかけに応じなかった人」そ れぞれは、どんな思いだったのでしょうか?
 - ※各自ワークシートに記入し、グループで共有した 後、グループの意見を発表し合う。

「両親の呼びかけに応じなかった人」の思い

- ・拉致問題についてよくわからない。
- ・拉致問題に興味がない。自分には関係ない。
- ・今は時間的な余裕がない。

「両親の呼びかけに応じていた人」の思い

- ・困っている人を放ってはおけない。
- ・一人でも多くの人が関心を持ち、小さな協力をすることが助けになるのではないか。
- ※続きから最後までを視聴する。
- ◎拉致被害者やその家族に限らず、人権を侵害された人やその家族の思いに寄り添うために、自分にできることはどんなことだろうか?
- ・署名活動などに協力する。
- ・その問題に関心をもって、知ろうとする。
- ・何が正しいのか、相手の気持ちを想像して考える。
- ・解決へ向けて誰がどうすれば良いか話し合う。
- 3 学習を振り返り、めあてについて考えを深める。
 - ○誰もが安心して生活できる社会をつくるために、 大切にしたいことはどんなことですか?
 - ※ワークシートに記入し、級友と共有する。
 - ・困っている人の思いを想像し、寄り添うこと
 - ・正しい知識を得ること
 - ・見てみぬふりをせず、行動を起こすこと

- ・めぐみさんの両親の気持ちを考えながら視聴するように 伝える。
- ・めぐみさん本人の思いにも触れ、同じ中学生として、 人権を侵害されるということがどんなことなのかを 考えさせる。
- ・社会科の学習内容を思い出させ、拉致問題は、人々の自由や幸せを奪う重大な人権侵害であることを確認する。
- ※他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力 や感受性(技能)
- ・呼びかけに応じる人、見てみぬふりをして通り過ぎる人 の思いを比較して考えることで、人権を侵害された人や その家族の思いに寄り添うことの大切さに気づかせる。
- ・めぐみさんの母親の「北朝鮮の一般の人たちを憎んだり恨んだりしているわけではない。」という言葉を引用しながら、北朝鮮や日本に住んでいる外国人等への差別につながらないように配慮する。
- ・(I C T 活用) Jamboard に考えを記入させ、クラス全体で共有する。それをもとにグループ内で話し合わせることで、多様な考えに出会わせるよう工夫する。
- ・拉致問題以外の人権課題にも思いを馳せるよう促す。
- ・生徒の反応を取り上げながら、拉致問題も他の人権課題 も、当事者以外の者が見てみぬふりではなく、関心を持 って自分にできることを考えることが当事者の支えに なり、よりよい社会につながることを確認する。
- ※正義、自由、平等などの理念の実現、社会の発達に主体 的に関与しようとする意欲・態度(態度)
- ・様々な社会集団の一員としての自分自身に焦点を当て て、今後の自己の生き方について、今日の学習の成果を 活かして考えることができるよう促す。
- ○誰もが安心して生活できる社会へ向けて考え、今後の生活につなげていく意欲がもてたか。

[発言、ワークシート]

参考:人権課題「北朝鮮当局による拉致問題等」の指導の手引き~アニメ「めぐみ」等の活用について~ (発行:兵庫県教育委員会 令和元年7月改訂)

(4) 高等学校の指導事例

○新聞の社説を取り上げた指導例(高等学校 ホームルーム活動)

- 1 単元名 The original editorial ~ 社説を読もう 社説を書こう ~
- 2 単元の目標

国際理解、情報、環境、福祉・健康等の分野に関わる新聞の社説を共同で収集・分析する活動を通して、自己の在り方生き方を考えるとともに、収集した情報や知識を活用して自己の考えを社説の形にまとめ発表することができるようにする。

- 3 単元の評価規準(省略)
- 4 指導と評価の計画(省略)
- 5 育てたい資質・能力
 - ・合理的・分析的に思考し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能(技能)
 - ・人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意思や態度(態度)
- 6 本時の指導(2時間扱い)※単元の導入として

(本時目標)国連の北朝鮮における人権に関する調査委員会の報告書(2014年2月)を取り上げた社説について多面的・多角的に考えることができる。

た社説について多面的・多角的に考えることができる。							
学習活動	指導上の留意事項<準備物>	評価(○)及び評価方法、 資質・能力(※)					
1 本時の学習課題をとらえる。							
	社説の構成を分析しよう						
2 3つの新聞社の社説の構成を分析・比較する。 【班・担当決め】 ・3人で班をつくり、担当する新聞社を決める。 【エキスパート活動】 ・同じ新聞社の担当者で班をつくり、社説の構成を分析する。 (個人思考→班活動) 【ジグソー活動】 ・元の内容を伝え合いないなら、社説の特に表の構成を比較・分析し、分析結果を模造紙動) 【クロストーク】 ・模造紙をう。 (全体活動)	 ・進行手順を説明する。 〈国連の北朝鮮における人権に関する調査委員会の報告書を取り上げた社説※>※全国紙・地方紙を織り交ぜる ・分析する視点の例を示す。例の事実を述べている箇所主張を述べている箇所主張を述べている箇所を計算と主張の量的バランス各社が重視している観点各社の主張の説得力(その理由) 〈模造紙、マジック> ・拉致問題が北朝鮮当局による人権侵害であることを理解させるとともに、新たな差別や偏見を生み出すことのないよう配慮する。 	※合理的・分析的に思考し、公平で均衡のされた結論に到達する技能 (技能) (国連の北朝鮮にお査員はお子妻を取りてきる人権の報説にお事をいる。とのは多角のに考えているがのにある。は多角のに考えているがによる評価・模造による評価・関察による評価・話合いでの発言					
3 本時のまとめをする ・振り返りカードに記入する。	・「今日の気づき」「自分との関わり」の視点から記入させる。 ・新聞の社説を共同で収集・分析し、自己の考えを社説の形にまとめ発表するこ	※人権の観点から自己自 身の行為に責任を負 う意思や態度(態度)					

【本時以降の展開例】

○ 国際理解、情報、環境、福祉・健康等の分野に関わる新聞の社説を共同で収集・分析し、収集した情報や知識を活用して自己の考えを社説の形にまとめ発表する。

とを予告する。

(5) 児童生徒の発達段階等を踏まえた計画的な指導

◆児童生徒の発達段階等を踏まえた計画的な指導

「拉致問題学習」は、教科(社会科、地理歴史科、公民科、道徳科等)や、総合的な学習(探究)の時間、特別活動、人権教育講演会等での取組が考えられます。学習の際には、各学校の児童生徒の実態、各教科の学習内容等と関連付けながら、何学年のどの時期に学習するかなど、人権教育の年間指導計画に位置付けて計画的に指導することが重要です。

<学習指導計画例>

【1時間目】

人権概念を明確にする指導

人権とは何かについて明確 に理解することは、人権教育の 第一歩です。人権に関する基本 的理解が不十分であるために 様々な誤解や曲解が生じ、それ が社会問題や混乱の原因にな る場合も少なくありません。人 権とは何かについてわかりや すく理解できるための効果的 な学習を行います。

普遍的な視点の指導事例

※権利のカードの活用 *

【総合的な学習の時間】

・子どもの権利条約

<中学校・高校>

- ⊕【総合的な学習の時間】
- 高【ホームルーム活動】
 - · 世界人権宣言

【2時間目】

感受性を高める指導

他者の感情や望みを感じ取り、配慮できる能力は人権感覚を高めるための重要な要素の一つです。保護者や様々な人たちの自分に対する思いや願いを理解し、自分と他の人たちの生命を大切にできるような態度・技能を養ったり、外部講師の話を聴いて感受性を育成したりする学習を行います。

指導参考資料の指導事例

※アニメ「めぐみ」の活用

<小学校> 9ページ

【特別の教科 道徳】 家族愛、家庭生活の充実

- <中学校・高校>13ページ
- ●【特別の教科 道徳】公正・公平、社会正義
- ⑤【ホームルーム活動】

<中学校>

作

文

【3時間目】

言葉を通じてよりよく 考える力を養う指導

学んだことを自分なりの言

葉で表現することを通して、自

己の成長と改善点を見出し、次

の学習につなげるための土台

を築き、学びに向かう力を養う

学習を行います。

- ・全国中学生人権作文コン テスト鳥取県大会 ※9月上旬締切
- ・北朝鮮人権侵害問題啓発 週間作文コンクール 中学生部門 英語エッセイ部門

※9月下旬締切

<高校>

・北朝鮮人権侵害問題啓発 週間作文コンクール 高校生部門 英語エッセイ部門 ※9月下旬締切

指導参考資料の指導事例

<小学校> 6ページ

【総合的な学習の時間】

- ・子どもの権利条約
- ・アニメ「めぐみ」

<中学校> 10 ページ

【総合的な学習の時間】

- 世界人権宣言
- ・拉致被害者家族のインタビュー記事

<高校> 14 ページ

【ホームルーム活動】

・社説の分析・比較(ジグソー法)

RECORD OF THE PROPERTY OF THE

拉致問題学習会 (人権学習講師派遣事業)

<小学校・中学校・高校>

- ⊕ 【総合的な学習の時間】
 - 【ホームルーム活動】・世界人権宣言
 - ・アニメ「めぐみ」
 - ・拉致被害者家族のお話



レポート作成・発表

<中学校>

・公民的分野の「人間の尊重 と日本国憲法の基本的原 則」の学習のまとめ

<高校>

・公民科の「人間の尊厳と平 等、個人の尊重、法の支配 などの公共的な空間にお ける基本的原理」などの 学習のまとめ

例③

例(2)

例(1)

*:「権利のカード(世界人権宣言版・子どもの権利条約版)」[人権教育課ホームページ・刊行物] ※指導案と資料はこちら☞



4 学習を進めるにあたって

本資料のほかに、国や本県作成の小冊子、パンフレットなどもあります。各ホームページからダウンロードできるますので、拉致問題への理解を深めるためにご活用ください。



「北朝鮮による日本人拉致問題 一日も早い帰国の実現に向け て!」

政府 拉致問題対策本部



「すべての拉致被害者の帰国を 目指して - 北朝鮮側主張の問 題点-」

政府 拉致問題対策本部



「美しい故郷へ・・・必ず取り 戻す!」

鳥取県

政府 拉致問題対策本部ホームページ

https://www.rachi.go.jp/

- アニメ「めぐみ」の視聴、ダウンロード
- ・拉致問題啓発活動資料(パンフレット)
- ・拉致問題の理解促進・情報発信にかかる最近の政府の取組について
- ・拉致被害者ご家族ビデオメッセージ~必ず取り戻す!愛する家族へ~
- ・拉致問題啓発映像作品「~メッセージ~家族たちの思い」
- ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間 作文コンクール入賞作品集
- 法務省人権擁護局ホームページ

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html

- 文部科学省ホームページ「北朝鮮当局による拉致問題等」に関する参考資料 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322255.htm
 - ・アニメ「めぐみ」を学校で活用する際の指導の参考となる資料
- 鳥取県ホームページ 北朝鮮拉致問題

https://www.pref.tottori.lg.jp/rachi/

- ・県内拉致問題啓発小冊子、啓発チラシのダウンロード
- ・県内の取組について

「変えよう、自分」

鳥取県 青翔開智中学校三年 木原寛太

ぼくは 中で、 望を持って、 ぼくは思った。離れていても心はつながっている。家族の絆は 気持ちを支える両親や兄弟たち。 しているのだ。 してめぐみさんは、 らない。 ,であるからこそ、精 ぼくは、 今、 心が折れ なぜ拉致 番怖か 拉致をしても何も始まらない アニメ「めぐみ」 っった。 生けん命に生きていたように思えた。 て、 問題があるの 拉致されて、 泣きくずれはしたも 生きたくない衝動にかられると思う。 一杯拉致問題を解決するための運動を続けた。 でも、 を視聴した。 船 めぐみさんは、 か。 の中に閉じこめられた時、 悲しいだけでは済まされない出来 な ぜ北 Ĺ ののいつか帰 朝 アニメなのに今まで見た 誰もうれ 鮮 それ以上に怖 は 拉致 しく する そして、 れるという希 な の それに対 い体 おそらく か :強く、 が その 験 分 を か

た。 る。 ところで、 べきだ。 そ そ 問 化を 拉致 のような世界で この会談以 の時に日 題をなくそうとしてい さらには、 そうい 求めているように日 をなくし、 日朝首脳会談が2002年と2004 本人拉致被害者は5人返還されたが、 、った行 降、 死者も 平 あってい 未だに何もできない。 ·和な世界にするべきだ。 が、 る。 るのに、 |本も拉 ぼくは、 世 いのだろうか。 界的 やらないのではなく、 に拉 致問題解決に向 不思議すぎて、 致問題をなくすことに やろうと、 そして、 アメリカが北朝鮮 年 まだ生存者も けて、 の2回行わ 救おうと、 訳 また会談 が 2分から できな 進 . 歩す つ れ

ながると思う。

れは日・ を国民が募金して、費用を調達したりと、いろいろなことができる。 誰 けての活動 で か は、 が しな 本政府のみならず、 どうやってこの問題 いと何も始まらない。 グループを拡大し、 玉 民全体で協力すべきだ。 の深刻さや重大さを伝えるべきか。 世界 的に 発信する。 そのため 問題解決に のお 向

ても大丈夫なんかじゃ 民 国民に助けられて、 誰に助けら じることができない。 拉致問題のみならず、 れて嫌なことはやらない、 きく変化した。 まずは、 の一人であるのだから、 ح れるのか。 の問題を理解するべきだと思う。 思っていたよりもとても深刻。 うれしくないと思う人はいるのだろうか。 家族、 · ない。 たくさんの問題解決につ 実際に「めぐみ」を視聴してからの心情 うれしいことは相手も多分うれしい。 み 友人、もしかすると国民かもしれない。 自分もやるんだ。 んながやっているから自分がやらなく その もし拉致されたら、 ながる。 そうし 気持ちと行 ない と何 やら が大 も感 玉

無限大だ、

変わるのは世界だけではない。自分もだ。

典 北 主 朝 鮮 催 権 政 侵害 府 拉 致 間 題啓発 問 題 対策本部 週 間 作文コン 入賞作品集 クー ル 2 0 1

出

中学生部門 特別賞

改めて、考える時

熊本県立八代工業高等学校三年 梅川 勉

今でも 上 ち に 時 げ ろ 私 に、 たド 降 ん は ŋ あ 明 思 か ラ る 命 に 考 か 7 日 が 覚 は つ か 脅 のこと、 完全 「かされ た時、 映 然父を亡くし えている。 画 に の うろ そ 停 中 る 止 で れ 疾 次患を持 た L は え、、 た。 本当 か 見 何 たこ b 躊 に つ 院 考 躇 穾 7 えら 然訪 と 11 し 7 の た 立ちす わ れ な れ なく い出 た け た の で わ だ。 なっ くん 来 b け 事 な で だ。 たことを、 が 誰 か b つ か な そ 自 が 作 た。 く して 分 の ŋ L b

族 他 7 日 大切 感情 小事と に 日 な 人を し に に、 てしか捉えてい 積 b 失う悲しみ、 る喪失感。こ つの 実感として 、なかっ ぶ の つ 状 け 況 た 触 ようも に れ 遭 北 たようだ 遇 朝鮮 な L たことで、こ 恨 に よる拉 つ み Þ 僧 しみ、 致 れまで、 被 害 そし 者 家

中 る。私 解 害 まだに 決 め ぐみ れからさら 北 が 私 な 朝 小学 ź ん の 族 帰 幾 鮮 頭 か ? 還 度 拉 の だ。 方 は となく行 致 の 大部 に月日 かな 被 々 頃 _ が 害 から 九七 分 いってい [者] と いうことだっ 悲 を占めて [を経 わ 何 れ 七 痛 度も見てき た北朝が 聞 年、 な叫 な € √ 私はこ びと諦 十 一 61 て、 ح るの 鮮 月 真っ れ ^ た、 は、 十五 の の め までのニュー 先 作文を書 変わらな ない決意 要 っな 請 日 に .思 や会 ぜ、 拉 13 談 致 浮 € 1 ίĮ € √ を語 ス 被 て 光景だっ が ま か らだに の あ € √ 害 ぶ る。 多 つ に つ の て < 間 て あ は、 くは、 た。 尚、 題 そ 終 棤 が の わ

何 度 あ つ お 授業の中 そら でも、 世 代 拉 · を 問 致 被 わ 害に ず つ 皆 が そう 7 考 える だろう 機 会 は L か

> \$ 変だ 参加 たし 見な 訃い性 目 な し、 は、 え隠 な 象 報 で 拉 らざる な て、 は を 見 することなど、 致 進 11 だ 現 れ 倒 な 間 展 する。 しせるは、 題の解 忘れな をえ ろう 代 が لح コ の 口 5 感 な に ナの 冷 想 か。 な おける拉 61 ずが 淡 を 決 ₹, 現 ・つしか 報 事 に 抱 を と 実 ح ない」 通り 実、 ح に、 道 掲 ί √ きつつも、 れ 致 う に げ の こと る政 他 過ぎる自 半 ば 埋 ら 事 め 被 毎 ぐみ という、 の 一め尽 害 人に 実 口 活 治家に だけ を に 落 同 動に < さ 対 関 署 忘 胆 じ でする関 心を払 名活動 つですま、 分。 さ λ れ 資 どこか 投票す れて \$ な の 料 父親 そこに 半 どこ し 心 わ で せ ば るこ とは ま なくなっ 冷 街 て 再 で の 諦 か つ あ 低 め は 頭 ょ 現 め 他 さに て る、 た に 大 لح 映 「アリが 人事である。 や、 打 立 事 の € √ 算的 た た。 だろう つ で う 横 つ 方 署 な \exists 同 田 あ 制 が 本 な 々 名 け 滋 る じ を、 人 自 御 さ つ 活 が 感 取 一分が て の 6 不能 想 動 3 感 大 は 果 側 の に

め 61 あ て、 限 る ح り、 か れ 考 b か える時 し ら、 質 れ 的 な 国 61 な問 だ 際 と 情 結局、 思う。 題 勢 が は 変 何 化 そこ 私 P で含含め する 解 決しな か ら 中 た国 し で、 か の 民 何 問 で の 題 P は 意 解 始 ま な 識 決 ら 自 に だろう 向 な 体 ° 1 が け 変 た 入わらな か 進 展 が

出 典 .. 北 主 朝 催 鮮 人権 政 府 侵 害 拉 問 致 間 題 啓 題 発 対 週 策 間 本 作文 部 コ 賞 ン 作 品 1 ル 2 0 2

高校生部門 最優秀賞

参考資料 ① 未帰還の政府認定拉致被害者

→ 平成14年に北朝鮮が拉致を認める

1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が不 自然な形で姿を消し、北朝鮮による拉致の疑いがもた れていましたが、平成14年(2002年)の日朝首脳会 談で北朝鮮が正式に拉致を認めて謝罪しました。

政府が北朝鮮による拉致被害者と認定している日本 人は、鳥取県民1人を含む17人ですが、北朝鮮はう ち 13 人の入境しか認めていません。政府が認定した 17人以外にも行方不明となった際の状況から北朝鮮 による拉致の疑いが濃厚な方が多数いらっしゃいます。

≫他国にもいる拉致被害者

韓国政府によると、昭和 25年 (1950年) ~ 28年 (1953年)の朝鮮戦争中に約十万人が拉致され、休 戦後も約4千人が拉致され、うち5百人が未帰還であ るとされています。

昭和53年(1978年)には4人のレバノン人が拉 致されましたが、翌年に解放されました。帰国した拉 致被害者などの証言によると、拉致された人の中には ルーマニア人やタイ人も含まれています。

未帰還の政府認定拉致被害者(12人)

法律*に基づき政府が北朝鮮によって拉致されたと認定した「政府認定拉致被害者」のうち、10月 31 日現在で未帰還の方は次の 12 人です。

(法律*:「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」)











久米

裕さん ① 松本 京子さん ② 横田めぐみさん ③ 田中

実さん ④ 田口八重子さん ⑤ 市川 修一さん ⑥

















増元るみ子さん ⑦ 曽我ミヨシさん ⑧ 石岡

亨さん ⑨ 松木

薫さん (10)

原

^{ただあき} 対界さん ⑪ 有本 恵子さん ⑫

北朝鮮による拉致に関連する、主な出来事

年 月 日	主な出来事
昭和 44年 (1969年) 11月 4日	上田 英司さん(当時 20歳)が失踪 【東京または京都にて】
昭和 52 年(1977 年) 9 月 19 日	久米 裕さん (当時 52 歳) が失踪 ① 【石川県内にて】
昭和 52 年(1977 年)10 月 21 日	松本 京子さん (当時 29歳) が失踪・・・・・・・ 2 【米子市内にて】
昭和 52 年(1977 年)11 月 14 日	古都 瑞子さん (当時 47歳) が失踪 【米子市内にて】
昭和 52 年(1977 年)11 月 15 日	横田めぐみさん(当時 13 歳)が失踪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7770 C2 左 /1070 左) 6 日 垣	田中 実さん (当時 28 歳) が失踪・・・・・・・・ 【欧州に向け出国後失踪】
昭和 53 年(1978 年) 6 月 頃	田口八重子さん(当時 22 歳)が失踪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
昭和 53 年(1978 年) 7 月 7 日	地村 保志さん (当時 23 歳)、濵本富貴惠さん* (当時 23 歳) が失踪 (*:現在は地村富貴惠さん) 【福井県内にて】
昭和 53 年(1978 年) 7 月 31 日	蓮池 薫さん (当時 20 歳)、奥土祐木子さん * (当時 22 歳) が失踪(*:現在は蓮池祐木子さん) 【新潟県内にて】

年 月 日	主 な 出 来 事
TT 50 T (4070 T) 0 F 10 F	市川 修一さん (当時 23 歳)、増元るみ子さん (当時 24 歳) が失踪 · · · · ⊙ ,
昭和 53 年(1978 年) 8 月 12 日	曽我ミヨシさん(当時 46 歳)、曽我ひとみさん(当時 19 歳)が失踪 … 🚯 【新潟県内にて】
昭和55年(1980年) 1月7日	3組のアベック蒸発(福井県、新潟県、鹿児島県)に外国情報機関の関与が疑われることが新聞で報道される。(サンケイ新聞、一部地域のみ)
	石岡 亨さん (当時 22歳) が失踪 ・・・・・・・ 【欧州にて】
昭和 55 年(1980 年) 5 月 頃	松木 薫さん (当時 26 歳、男性) が失踪 … 🕦 【欧州にて】
昭和 55年 (1980年) 6月中旬	原 敕晁さん (当時 43歳) が失踪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
昭和 58年 (1983年) 7月頃	有本 恵子さん (当時 23歳) が失踪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
昭和60年(1985年)2月頃	辛光洙(シン・グァンス)工作員を韓国当局が逮捕(辛工作員は原敕晁さんのパスポートを用いて4回来日)
昭和62年(1987年)11月29日	大韓航空機爆破事件が発生、乗員・乗客 115 名全員が死亡。実行犯のうち女性 1人を逮捕
昭和63年(1988年)8月2日	矢倉富康さん(当時36歳)が失踪 【米子市沖日本海】
平成 2 年 (1990年) 1 月	大韓航空機爆破事件実行犯の金賢姫(キム・ヒョンヒ)元・工作員が、日本人女 性の「李恩恵(リ・ウネ)」から日本語教育を受けたことを自供
平成 2 年 (1990年) 5 月	警察庁が「李恩恵」は田口八重子さんと特定
平成 9 年 (1997年) 2 月 3 日	新聞と雑誌が横田めぐみさんの失踪が北朝鮮による拉致であることを報道(産経 新聞、AERA)
平成 9 年 (1997年) 3 月 25 日	北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(家族会)の結成
平成 9 年 (1997年) 5 月 1 日	政府が北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であると発表
平成 14 年(2002 年) 3 月	よど号ハイジャック実行犯の元妻が有本さん拉致を証言
平成 14年(2002年) 9 月 17日	第1回日朝首脳会談(平壌)で、故・金正日軍事委員長が北朝鮮による拉致を認め謝罪
平成 14年 (2002年) 10月 15日	拉致被害者のうち5人が帰国
平成 16 年(2004 年) 5 月 22 日	第2回日朝首脳会談(平壌) 蓮池さん夫妻と地村さん夫妻の子ども5人が帰国
平成 16 年(2004 年) 7 月 18 日	曽我さんの夫と娘2人が帰国
平成 16 年(2004 年) 11 月 9 日~ 11 月 14 日	第3回日朝実務者協議(平壌) 横田めぐみさんの遺骨とされる人骨や写真を持ち帰り。
平成 20 年(2008 年) 6 月 11 日~ 6 月 12 日	日朝実務者協議(北京)で北朝鮮が拉致問題の再調査を表明
平成 20年 (2008年) 9月4日	北朝鮮が拉致問題の再調査の先送りを日本側に連絡
平成 22 年(2010 年) 7 月 20 日~ 7 月 23 日	金賢姫(キム・ヒョンヒ)元・工作員が来日して拉致被害者家族と面会
平成 23 年(2011年)12月17日	金正日軍事委員長(朝鮮労働党総書記)が死去
平成 24 年(2012 年) 4 月 11 日	金正恩氏が朝鮮労働党第1書記に就任
平成 24 年(2012 年) 8 月 29 日~ 8 月 31 日	日朝政府間予備協議(北京)が開催され、双方の関心の高いものを協議するということで一致

[「とっとり人権情報誌 ふらっと 第18号」(平成24年 鳥取県)より]

(その後の経過)

平成 24 (2012) 年	日朝政府間協議(モンゴル・ウランバートル)が開催され、拉致問題
11月15日~16日	について協議を継続していくことで一致。
平成 24 (2012) 年 12 月上旬	北朝鮮がミサイル発射の予告を行ったことを受け、日朝政府間協議を
	延期。
平成 25 (2013) 年 3 月	国連人権理事が「北朝鮮における人権に関する調査委員会」を設置。
平成 26 (2014) 年 3 月	「北朝鮮における人権に関する調査委員会」が報告書を提出。拉致被
	害者を速やかに帰国させるよう勧告
平成 26 (2014) 年 5 月	日朝政府間協議(ストックホルム)が開催され、北朝鮮側は拉致被害
	者を含むすべての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を
	約束。
平成 28 (2016) 年 2 月	我が国独自の対北朝鮮措置発表。北朝鮮側は、包括的調査の全面中止
	及び特別調査委員会の解体を一方的に宣言。
平成 28 (2016) 年 6 月	金正恩国防委員会第一委員長が国務委員長に就任

参考資料 ② 鳥取県関係の拉致被害者・拉致された疑いがある人



政府認定拉致被害者

松本京子さん(米子市出身)

1977 (昭和 52) 年 10 月 21 日拉致 (当時 29 歳) 自宅近くの編み物教室に行くと夜 8 時頃家を出 る。この夜、自宅から約 200m離れたところで、 松本さんと思われる女性と 2 人の男が話をしてい るのを近所の人が目撃。片方のサンダルを残した まま松本さんは姿を消した。



されたみずこ 古都瑞子さん(日南町出身)

1977 (昭和 52) 年 11 月 14 日失踪(当時 47 歳) 午後 9 時頃、旅館での仕事を終え一時帰宅。 その後、普段着に着替え出かける。自宅には 近く東京へ行く切符や、ハンドバッグ、現金、 常に持ち歩いていたポケベルも置いたまま。

[「特定失踪者問題調査会ホームページ」より]



・ 大 に え い じ 上 田 英 司 さん (伯 耆 町 出 身)

1969(昭和44) 年11月4日(当時20歳) 東京都又は京都府で失踪

失踪当日「京都に行ってくる」と家主に言い残して東京都内の下宿を出て行ったまま行方不明。 荷物は紙袋一つだった。



* くらとみやす **矢倉富康さん(米子市出身)**

1988(昭和63)年8月2日失踪(当時36歳)

一人で漁に出発して翌3日朝6時に帰港する予定だったが行方不明。海上保安庁と漁業組合が操業海域を捜索したが手がかりなし。8月10日竹島沖南南東25kmで漁船を発見。左舷前方に他の船と衝突した痕跡。3年前まで精密工作機械製作のエンジニアだった。



^{きまちはやと} **木町勇人さん(大山町出身**)

1975 (昭和 50) 年 8 月 25 日失踪(当時 20 歳) 京都府宇治市の下宿先を出て以降、行方不明

参考資料 ③ 関係法令

◇「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(抄)」

(平成18年6月23日法律第96号)

第一条(目的)

この法律は、二千五年十二月十六日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

第二条 (国の責務)

国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題(以下「拉致問題」という。)を解決するため、最大限の努力をするものとする。

- 2 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等 について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実 現に最大限の努力をするものとする。
- 3 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図ると ともに、その実態の解明に努めるものとする。

第三条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

◇「人権教育・啓発に関する基本計画(抄)」

平成14年3月15日閣議決定(策定)平成23年4月 1日閣議決定(変更)

第4章2 各人権課題に対する取組(12)北朝鮮当局による拉致問題等

政府は、平成22年(2010年) までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成 15 年 (2003 年) 以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権 状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強 く要求している。

我が国では、平成17年(2005年)の国連総会決議を踏まえ、平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(平成18年法律第96号)が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題(以下「拉致問題等」という。)に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。[…]

④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。(文部科学省)[…]

<表紙のブルーリボン>

ブルーリボンは拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示です。 ブルーは、拉致被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」 と被害者と家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。

「拉致問題に対する理解を深めるために」

平成26年3月 発行 令和 4年4月 改訂

編集·発行 鳥取県教育委員会事務局人権教育課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地 電話 (0857)26-7535 (直通)

FAX (0857)26-8176 (直通)